

写

養 監 第 6 7 号
平成 31 年 2 月 22 日

養父市長 広 瀬 栄 様
養父市議会議長 深 澤 巧 様

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 藤 原 芳 巳

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成 30 年度
財政援助団体等監査結果報告書

建屋校区自治協議会

大屋地区自治協議会

平成 31 年 2 月

養父市監査委員

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

（1）監査団体

ア 建屋校区自治協議会

イ 大屋地区自治協議会

（2）監査の範囲

平成29年度及び平成30年度に交付した地域自治包括交付金

第3 監査実施日

平成31年1月24日（木）

第4 監査の概要

養父市が交付した地域自治包括交付金が当該団体に正しく交付され、その目的及び条件に沿って執行されているかに重点を置き、事前に関係書類（交付申請書、総会資料等）の提出を求め、これに基づき所管部局及び当該団体から事情を聴取し、監査を実施した。

（1）監査内容

ア 市民生活部関係

- 1 交付金に係る条例・要綱等の整備
- 2 交付金の決定に係る条例・要綱等の準拠
- 3 交付金の効果及び要件の履行確認
- 4 地域自治組織に対するモニタリング
- 5 地域自治組織運営事業の評価検証

イ 地域自治組織関係

- 1 地域自治組織の活動状況
- 2 事業の執行状況
- 3 地域自治包括交付金基金積立計画
- 4 地域づくり計画の進捗状況
- 5 関係帳票の整備、記帳、領収書等証拠書類の整備と保存
- 6 現金、預金通帳、公印の管理
- 7 会計経理及び財産管理状況
- 8 事務局員の雇用状況及び業務内容

第5 監査の結果

(1) 組織の状況

今回監査対象とした地域自治組織の平成 29 年度及び平成 30 年度の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	年度	行政区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)	高齢化率 (%)	包括交付金	その他財源	歳出決算(予 算)額	繰越金
建屋校区 自治協議会	29	7	781	299	183.8	44.1	5,010,000	2,125,935	7,062,233	73,702
	30	7	751	296	183.8	45.4	5,003,000	2,527,000	7,530,000	—
大屋地区 自治協議会	29	4	1,043	426	122.8	41.7	5,040,000	684,471	5,296,641	427,830
	30	4	1,021	419	122.5	42.1	5,024,000	596,000	5,620,000	—

出典：地域自治包括交付金決定及び内示一覧及び交付申請書類

(2) 活動状況

【建屋校区自治協議会】

建屋校区自治協議会は、旧建屋小学校区の7区を活動範囲とし平成22年3月17日に設立した組織である。協議会には7つの専門部を置き、各部長が中心となって地域の課題解決に取り組んでいる。

少子高齢化による担い手不足や参加者の減少などのため、平成30年度は須留ヶ峰登山と芸能発表会を中止している。

【大屋地区自治協議会】

大屋地区自治協議会は、旧大屋小学校区の4区を活動範囲とし平成26年5月1日、18地区で最も遅く設立した組織である。大屋公民館の一部を拠点施設としており、従来の公民館活動を継承する「ことぶき大学」などを実施している。

周囲2キロメートル以内に住宅や学校・商店・診療所等が集中しており、生活水準の低下に対する危機感は少なく、地域コミュニティの醸成に重点を置き活動している。

(3) 所管部局関係

養父市地域自治組織の財政支援に関する条例は、「施行後5年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直すこととする。」としているが、地域自治包括交付金の執行等取り扱い要領とともにこれまで見直しはされていない。平成31年5月には、すべての組織が設立してから5年以上となる。時間の経過とともに設立当初の目的意識が薄れ、地域づくり計画の形骸化が危惧される。

担当部においては、各地域自治組織の取組について、条例の趣旨に沿った検証を行い、交付金が地域課題の解決や地域活性化につながるものとなるよう必要に応じて条例、要綱の見直しを進めるとともに、各組織には実行性を伴う地

域づくり計画の見直し等を指導されたい。

(4) 地域自治組織関係

【共通事項】

- ア 交付金の会計については、2団体とも交付金専用通帳で管理され領収書等証拠書類の取扱いについても適正に処理されていた。
- イ 財産の管理状況については、2団体とも備品台帳を整備し適正に管理されていた。
- ウ 大屋地域では、事務局員の連絡会議を定期的に行い、有効な情報交換の場となっている。他の地域においても、各組織間で情報共有のできる仕組みづくりに努められたい。

【建屋校区自治協議会】

当協議会は、平成 32 年に設立 10 年を迎える。平成 25 年に策定された地域づくり計画は既に見直しの時期を迎えている。地域内では、6 次産業化支援センターの設立や建屋小学校の小規模特認校制度の導入など、地域活性化につながる新しい取組が相次いでいる。建屋活性化委員会は、平成 30 年 11 月に住宅施策で若者定住に成果を上げている長野県下条村を視察し、明確に地域課題を見出している。

当協議会においては、活性化に向け様々な課題に取り組む地域の先頭に立ち、地域づくり計画の早急な見直しにより地域の課題解決に努められたい。

【大屋地区自治協議会】

当協議会の活動は、従来の公民館活動と集落支援事業が中心となっている。しかし、高齢化は着実に進行し平成 30 年度の高齢化率は 42%を超えていることから、課題解決に向けた取組を始める時期に来ている。

地域の活力に余力がある今こそ、将来を見据えて地域課題に向き合う好機と捉え、地域自治組織が担うべき新たな役割に向け舵を切られたい。